

## (2) 税金や保険料等の猶予

### 市県民税、固定資産税、国民健康保険税を徴収猶予します



総務部税務課 ☎22-1121  
各総合支所市民サービス課

#### ◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に市税を納付することができないことが申請により認められた方

#### ◆申請期間は

令和3年1月31日まで

#### ◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類  
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

### 介護保険料を徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350  
各総合支所市民サービス課

#### ◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に保険料を納付することができないことが申請により認められた第1号（65歳以上）被保険者

#### ◆申請期間は

令和3年3月1日まで

#### ◆猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として6か月以内で徴収を猶予

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、減収を証明する書類  
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

### 水道料金・下水道等使用料を支払猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

#### ◆水道料金・下水道等使用料の支払猶予とは

下記の「対象となる方」の4月～6月請求分の使用料の支払いを猶予するものです。

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

各月納入期限日まで

#### ◆猶予される期間は

各月納入期限翌月の月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料

### 下水道受益者分担金を徴収猶予します



上下水道部経営課 ☎42-1130  
各総合支所市民サービス課

#### ◆下水道受益者分担金の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の6月請求の下水道受益者分担金を猶予するものです。（ただし、分割納付者に限る。）

#### ◆対象となる方は

新型コロナウイルスによる影響を受け、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援金の特例貸付を受けた方

#### ◆申請期間は

令和2年6月30日まで

#### ◆猶予される期間は

令和2年7月末まで

#### ◆申請に必要なもの

申請書、印鑑、貸付決定等がわかる資料